

公式競技会における違反行為に対する懲罰基準

岐阜県社会人バスケットボール連盟

(目的)

第1条 この基準は、岐阜県社会人バスケットボール連盟賞罰規程第9条の規定に基づき、岐阜県社会人バスケットボール連盟（以下「連盟」という。）が主催する公式競技における、運営をスムーズかつ適正に行うために、懲罰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 懲罰の対象は、連盟が主催する公式競技に参加登録をしたチーム及び選手とする。

(委員会の設置)

第3条 懲罰の公正な適用を保つために、賞罰委員会（以下「委員会」という。）を審議機関として設置する。

(委員会の構成)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 連盟の事務局長
- (2) 連盟の競技普及委員長
- (3) 連盟の審判委員長
- (4) 連盟の報道委員長

2 委員会には委員長及び副委員長を置く。

- (1) 委員長には競技普及委員長があたり、委員会を統括する。
- (2) 副委員長には審判委員長があたり、委員長を補佐し、委員長不在の場合は職務を代行する。
- (3) 委員会の管理責任者は、事務局長とする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

(委員会の任務)

第6条 委員会は、懲罰の事実関係・根拠等を十分確認し、懲罰の適用を審議し、その結果を連盟理事長へ報告するものとする。

2 委員会は、必要に応じ委員以外の者を委員会に参加させることができる。

(委員会の招集)

第7条

- 1 委員会は、懲罰等の事由が発生した場合に、必要に応じ召集する。
- 2 委員会の招集にあつては、委員の数に関し特に定めをしない。

(違反行為に対する懲罰)

第8条 チーム及び選手の行為に対して適用し、懲罰の適用範囲は次に掲げるとおりとする。

- (1) 公式競技参加申込後の試合の棄権
- (2) オフィシャルの棄権及び遅刻
- (3) 帯同審判の棄権及び遅刻
- (4) 会場における使用規則違反
- (5) 試合中のマナー違反
- (6) 体育館の使用、器物破損、ゴミの管理等の違反
- (7) 未登録選手を出場させた場合
- (8) その他、大会運営に支障を来す行為

(懲罰の種類)

第9条 加盟チーム及び選手等に対する懲罰は次のとおりとし、これらの懲罰を併科することができる。

- 1 前条第1項第1号から第3号に該当する行為が判明した場合は、該当行為1件につき、金5,000円の違約金を科すものとする。
- 2 前項の違約金については、連盟に対し納入するものとする。
- 3 前条第1項第4号から第8号に該当する行為が判明した場合は、委員会で審議することとし、連盟が主催するブロック大会以上の公式競技におけるボランティアスタッフとして活動する等の懲罰を科すものとする。ただし、前条第1項第5号の器物破損については、実費負担とする。
- 4 前条第1項各号に、幾度となく該当し改善が認められなかった場合、若しくは大会運営に協力的でないチーム又は選手は、委員会において審議し、公式競技への出場権を剥奪することができる。

(特別措置)

第10条

- 1 前条の懲罰処分に該当する場合であっても、委員会において審議し、情状酌量の余地が認められるときは、戒告若しくは譴責にとどめることができる。
- 2 第8条第1項第1号に該当した場合において、試合当日を含めた7日前までに、相手チームの責任者、連盟事務局に連絡し審判およびTOの調整ができた場合に限り、罰則を相手チームの補償金5,000円のみとすることができる。

(報告の義務)

第11条 チーム若しくは選手に罰則行為があった場合は、その事実を知った連盟役員、

チーム及び選手は速やかに委員会に報告するものとする。

(規程の改廃)

第12条 この基準の改廃は、連盟の理事会において決定する。

(委任)

第13条 この基準に特に定めのない必要な事項は、連盟理事会が別に定める。

(附 則)

この基準は、令和2年4月1日より施行する。

【参 考】

- ・戒 告 口頭注意
- ・譴 責 始末書の徴収